

川上(株)今度は… 賃金払わず 「金がないからしょうがない」 社長・工場長には出し、言葉だけ謝罪

★本人の通帳がないから給料払えない!?

8人の実習生は、現在、「(株) ミニオン」(神戸市北区鈴蘭台東町2-4-32、田中民子代表取締役)で働いていることになっています。しかし、ミニオンは、縫製会社「川上」(神戸市北区鈴蘭台東町2-4-32、川上忠男代表取締役)の一部でしかありません。

ミニオン=川上の賃金は月末払い。1月29日に、今回の最低賃金違反、入管法違反の問題で第一次受入機関の協同組合代表と川上社長がユニオン事務所に来て話をした中で、同社長から「今月分の給料をどうしたらいいか」と話がありました。どうということかとたずねると、「(中国人実習生の)預金通帳ないので給料の振り込みができない」と言うのです。「川上」では、これまで中国人実習生の通帳を会社がつくり、通帳・印鑑を本人らには渡さず、会社が管理、月1万円だけを現金で渡していました。今回ユニオンが要求したため、通帳・印鑑が本人に渡されました。

しかし、給与振り込みに本人の通帳は必要ありません。会社が振込先を指定すればいいだけです。社長が言うのは、「手数料が掛かる」からだということです。

★中国人実習生8人以外には月末払い

そこで、30日に、「現金払い」で支払うように求めると、今度は「雇用契約書は5日払いだから、問題ない」と譲りませんでした。しかし、ユニオンの組合員となった8人の実習生以外の日本人従業員、その他の中国人研修生・実習生には月末で支払っていました。そして、川上社長・太田工場長も何の罪意識もなく自分たちには当然のこととして出していました。支払い期日に8人だけに払わなかったというのは、労基法に触れるだけでなく、意図的悪質なものですが、遅れても払われればよかったです。



★自振りで社会保険料が引き落とされ払えない

ところが、「5日で問題ない」とした2月5日、8人には1月分賃金は支払われませんでした。「払うつもりだったが、社会保険が自振り(自動振り込み)で落とされ、会社に金がなくなった」というのが、川上社長の言い分です。どこに自振りにした社会保険料の引き落とし日を知らない会社があるでしょうか。川上社長は「知らなかったんだから、しょうがないじゃないですか」と言ってはばかりません。拳げ句の果ては、「会社には金がないが、彼女らはみんなお金持ってるからいいじゃないですか」。あとは、言葉だけの謝罪。だから、社長・工場長が受け取った金を出し、内金として払うように求めても、社長「ローンの支払いとかに使って、もうないですよ」、太田工場長「もらったのは3万ぐらいいかなー」!?

神戸ワーカーズユニオン 川上分会

ユニオンは誰でも1人でも入れる労働組合です。勇気を持って1歩踏み出すあなたを応援します
神戸地区労(神戸地区労働組合協議会)、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークがサポート